



中村太郎税理士事務所

Nakamura Taro Certified Tax Accountant Office

NEWS LETTER

7月の祝日といえば「海の日」です。もともとは「海の記念日」という日でしたが、1996年からは国民の祝日「海の日」となり、今年で22年目を迎えます。早いものですね。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

7

2017



■会社の打ち上げは交際費？

- 最長2歳までの延長が可能となる育児休業制度
- 業種・事業所規模別の夏季賞与1人平均支給額
- 中小企業が経理業務で利用しているソフトやシステム

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502

TEL：03-6302-0475／FAX：03-6302-0474

会社の打ち上げは交際費？



会社の打ち上げに係る飲食代を会社が負担した場合には、税務上の交際費となるのでしょうか。

経費の額が制限される、税務上の“交際費等”

法人税の計算上、経費として認められる額（損金）に制限が設けられている“交際費等”とは、得意先や仕入先その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答などの行為のために支出する費用を指します（措法61の4④）。この『その他事業に関係のある者』には、その法人の役員、従業員、株主等が含まれています。そのため従業員のために支出する費用であっても、“交際費等”に該当するケースがあります。

接待等の相手方

- 得意先
- 仕入先
- その法人の役員
- その法人の従業員
- その法人の株主 等

社内の人間だけの飲食は、社内飲食費

たとえば、決算が終わり気の合う経理担当者数名だけで居酒屋で打ち上げを行い、その居酒屋での飲食代を会社が負担した場合、この飲食代は『社内飲食費』として“交際費等”に該当します。

この『社内飲食費』とは、“交際費等”のうち専らその会社の役員や従業員あるいはこれらの親族に対して接待等のために支出する飲食費をいいます（措法61の4④）。

ここで注意したいのは、たとえば次のようなケースで常識の範囲内のものであれば、そもそも“交際費等”には該当せず、損金として取り扱います。

- 会社全体の忘年会でのその会社の役員や従業員の飲食代

➔ 福利厚生費

- 会議や打ち合わせに際して出した弁当やお茶などの飲食代

➔ 会議費

■ 社内飲食費は“交際費等”から逃れられない

ところで、“交際費等”から除外する飲食費として、『1人当たり5,000円以下の飲食費』があります（措法61の4）。これは、平成18年4月1日以後に開始する事業年度から始まったもので、一定の要件の下、接待を行った際の飲食代等について、1人当たり5,000円以下であれば“交際費等”から除外する、というものです。ただし、この飲食代等については社内飲食費が除かれているため、たとえ社内飲食費が1人当たり5,000円以下であっても“交際費等”から除外することはできません。

また、平成26年4月1日以後に開始する事業年度からは、接待飲食費の50%相当額が損金として認めもらえることになりました。ただしこの50%損金についても、社内飲食費は除かれています。

■ 社内飲食費としないために

社内飲食費としないためには、会社の役員や従業員あるいはこれらの親族以外の者に対して接待等のために支出する飲食費であれば

よいのです。

たとえば次のような飲食費は、社内飲食費には該当しません。

ア. 親会社の役員等やグループ内の他社の役員等に対する接待等のために支出する飲食費

イ. 同業者同士の懇親会に出席した場合や得意先等と共同で開催する懇親会に出席した場合に支出する自己負担分の飲食費相当額

つまり打ち上げに社外の間人が含まれていれば、それは社内飲食費ではない、ということになります。

■ 中小法人であれば

たとえ社内飲食費として“交際費等”に該当したとしても、中小法人（資本金1億円以下の法人で、資本金5億円以上の法人の子法人等を除く。）であれば、“交際費等”の合計額うち年間800万円までは損金として認められます。ただし、50%損金との選択となりますので、ご注意ください。

下表に、飲食費に係る税務上の取扱いをまとめました。ご参考ください。

○ 飲食費に係る税務上の取扱い

飲食費（福利厚生費や会議費等以外）			
対象	社外含めた飲食（右記以外）		社内飲食※1
1人当たりの飲食費	5,000円以下	5,000円超	すべて
交際費等に該当するか？	交際費等から除外※2	交際費等 （接待飲食費※2）	交際費等 （社内飲食費）
損金（経費）になるか？※4	○	50%損金※3	×

※1 専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する飲食費の場合。

※2 飲食の参加者等の明細を記載した書類の保存が必要。保存がない場合は交際費等に該当し、損金不算入の対象。

※3 中小法人の場合は、年800万円までとの選択適用。

※4 中小法人の場合は、交際費等の合計額のうち年800万円（50%損金を選択した場合には、50%損金）を超える部分が損金不算入。

最長2歳までの延長が 可能となる育児休業制度

育児・介護休業法については、今年1月に介護休業の分割取得などが含まれた改正法が施行されました。多くの企業が育児・介護休業規程の変更を行ったかと思いますが、10月には再度、改正が行われることが決定しています。そこで、今回はこの10月に行われる法改正の内容を確認しておきましょう。

■ 育児休業期間の延長

10月の改正で、実務上一番影響が大きいと考えられるものが育児休業期間の延長に関する事項です。

現在の育児休業は、原則、子が1歳に達するまで取得できることになっており、1歳になるまでに保育園に入れない等の理由がある場合には、例外として子が1歳6ヶ月に達するまで延長できることになっています。

今回はこの延長について、1歳6ヶ月に達した以後も保育園に入れない等の場合には、子が2歳に達するまで再度、育児休業を延長できることとなります（下図参照）。なお、雇用保険の育児休業給付もこれにあわせて延長できるようになります。

■ 育児休業制度等の個別周知

育児休業の制度自体はかなり広く知られるようになりましたが、育児休業を取得しなかった理由に関する調査結果を見ると、「職場が育児休業を取得しづらい雰囲気だった」という理由が一定数あるようです。

という理由が一定数あるようです。そこで10月の改正では、従業員やその配偶者が妊娠・出産したことを会社が知った場合には、個別に育児休業等に関する制度（※）をその従業員に知らせる努力義務が創設されました。なお、この取扱いは妊娠・出産のみではなく、家族を介護していることを会社が知った場合も同様とされています。

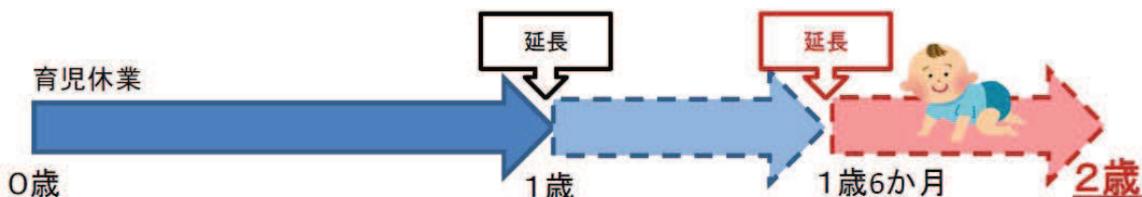
※育児休業中・休業後の待遇や労働条件など

■ 育児目的休暇の新設

社会において、男性の育児参加の重要性が高まっています。そこで10月の改正では、この促進のため、小学校入学前の子を育てている従業員に対し、子育てがしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇（育児目的休暇）の制度を設ける努力義務が創設されています。

育児目的休暇の例としては、配偶者出産休暇、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加のための休暇などがあります。

図 育児休業期間の延長イメージ



厚生労働省発行のパンフレット「保育園などに入れない場合2歳まで育児休業が取れるようになります！」より

3つの改正はすべて平成29年10月1日施行です。今回の改正は、1月の改正に比べると小さなものにはなりますが、就業規則（育児・介護休業規程等）の変更が必要になってきます。

業種・事業所規模別の 夏季賞与1人平均支給額

そろそろ夏季賞与の支給時期を迎えます。ここでは賞与支給のための参考資料として、厚生労働省の調査結果（※）から、業種別に事業所規模5～29人と30～99人の事業所における平成28年の夏季賞与について、支給労働者1人平均支給額（以下、1人平均支給額）などをご紹介します。

平均では27年に比べて増加

主な業種別に1人平均支給額などをまとめると、以下のとおりです。5～29人規模の調査産業計は約26万円で、27年に比べ2.7%の増加となりました。30～99人規模は約31万円

で、0.8%の増加になりました。

きまって支給する給与に対する支給割合は、どちらの規模も1ヶ月分程度で、2ヶ月分以上となる業種はありませんでした。

平成28年業種・事業所規模別夏季賞与支給労働者1人平均支給額など（1）

業種	支給労働者1人平均支給額 (円、%)				きまって支給する給与に対する支給割合(ヶ月)		支給事業所数割合 (%)	
	5～29人	前年比	30～99人	前年比	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
調査産業計	262,243	2.7	314,710	0.8	0.95	1.02	66.0	89.4
建設業	293,162	-2.2	465,848	-0.5	0.91	1.20	68.3	82.2
総合工事業	327,569	5.4	462,730	9.0	0.99	1.18	64.8	77.8
職別工事業	214,458	-8.8	329,205	0.1	0.71	0.90	67.1	71.4
設備工事業	325,772	-4.8	510,680	-9.8	1.02	1.33	75.5	94.4
製造業	245,623	-5.9	333,143	3.7	0.86	1.08	64.8	86.2
消費関連製造業	199,170	5.2	256,933	0.6	0.78	0.87	56.0	84.2
素材関連製造業	251,442	-11.3	399,621	4.9	0.87	1.24	69.0	88.5
機械関連製造業	283,771	-6.2	333,402	5.6	0.92	1.06	70.4	85.3
食料品・たばこ	187,021	27.4	240,249	-2.1	0.81	0.80	58.8	85.9
繊維工業	170,891	-17.5	198,301	13.2	0.68	0.87	52.4	76.8
木材・木製品	178,212	-33.0	247,073	6.0	0.67	0.93	62.7	92.9
家具・装備品	270,588	16.3	321,742	20.7	0.94	1.00	56.4	78.6
パルプ・紙	209,888	-10.2	386,537	9.8	0.78	1.17	60.0	100.0
印刷・同関連業	243,379	16.4	288,344	-5.2	0.75	0.88	52.3	84.8
化学、石油・石炭	427,645	-25.7	592,220	4.5	1.28	1.70	85.8	93.0
プラスチック製品	263,431	27.4	239,838	4.7	0.94	0.94	67.4	81.4
ゴム製品	148,286	-30.2	328,548	10.6	0.69	1.06	74.3	79.4
窯業・土石製品	244,190	-3.0	416,226	8.5	0.86	1.21	62.8	87.0
鉄鋼業	405,685	24.4	639,936	-7.5	1.23	1.71	75.9	92.9
非鉄金属製造業	267,775	4.9	360,209	-6.6	0.95	1.17	81.7	90.6
金属製品製造業	211,324	-19.5	378,073	7.1	0.77	1.17	69.0	85.7
はん用機械器具	286,505	-14.2	340,340	5.3	0.83	1.12	79.7	87.5
生産用機械器具	263,726	-16.8	352,189	4.4	0.85	1.05	77.0	87.9
業務用機械器具	335,529	22.0	392,686	3.3	1.18	1.15	58.9	86.8
電子・デバイス	288,239	-5.3	273,691	3.1	0.82	0.98	46.5	69.3
電気機械器具	336,349	2.5	308,150	14.7	1.12	1.06	75.6	89.6
情報通信機械器具	339,274	12.1	474,225	6.0	1.10	1.18	62.8	73.8
輸送用機械器具	224,015	-8.3	302,785	2.8	0.81	1.01	68.5	90.2
その他の製造業	209,003	-20.1	349,033	4.1	0.79	1.14	54.9	88.7
電気・ガス・熱供給等	533,738	-2.8	621,385	1.4	1.60	1.63	84.8	86.5
情報通信業	379,762	18.7	489,704	8.9	1.03	1.34	70.0	93.0
情報サービス業	336,791	-2.5	475,924	12.1	0.99	1.38	71.3	92.9
映像音声文字情報	410,019	52.0	344,720	14.8	1.11	1.19	43.8	90.0

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

中村太郎税理士事務所

平成28年業種・事業所規模別夏季賞与支給労働者1人平均支給額など(2)

業種	支給労働者1人平均支給額 (円、%)				きまって支給する給与に対 する支給割合(ヶ月)		支給事業所数割合 (%)	
	5~29人	前年比	30~99人	前年比	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
運輸業、郵便業	240,103	-8.0	261,184	0.4	0.92	0.88	72.3	86.7
道路旅客運送業	115,577	-27.5	121,350	3.8	0.62	0.52	42.5	80.0
道路貨物運送業	175,150	7.4	187,439	0.5	0.66	0.67	68.7	83.3
卸売業、小売業	286,019	3.8	251,924	2.9	0.99	0.95	65.4	93.8
卸売業	440,308	11.5	463,878	2.4	1.32	1.42	78.3	94.0
繊維・衣服等卸売業	372,867	97.5	320,004	-12.0	1.22	1.02	65.9	88.9
飲食料品卸売業	268,401	-0.6	289,744	-6.9	0.97	1.08	71.0	97.1
機械器具卸売業	489,402	2.3	641,174	3.2	1.41	1.67	88.1	90.5
小売業	193,072	-3.9	118,184	6.8	0.78	0.64	59.3	93.8
各種商品小売業	21,387	-82.9	131,352	13.0	0.19	0.70	40.4	100.0
織物等小売業	123,919	-4.8	284,570	18.3	0.67	0.68	58.5	60.0
飲食料品小売業	52,038	-43.1	76,062	10.6	0.40	0.53	32.3	95.8
機械器具小売業	410,427	10.0	295,415	11.0	1.24	1.10	76.5	100.0
金融業、保険業	500,236	-1.3	560,708	-4.7	1.55	1.57	92.7	98.0
不動産業、物品賃貸業	440,985	47.5	440,733	2.8	1.31	1.16	78.3	90.0
不動産業	511,536	50.0	501,795	4.7	1.42	1.37	78.0	90.0
物品賃貸業	312,683	36.9	355,055	0.4	1.11	0.95	78.9	90.0
学術研究等	323,732	-10.7	547,871	-2.3	1.01	1.33	73.8	92.8
専門サービス業	322,725	-2.9	649,153	14.5	1.04	1.37	79.0	92.3
広告業	299,968	49.1	363,488	-47.6	0.77	0.92	58.6	77.8
技術サービス業	302,293	-13.3	495,455	7.0	0.95	1.29	69.9	96.8
飲食サービス業等	49,781	-1.8	52,360	-3.1	0.40	0.35	45.5	80.7
宿泊業	145,875	30.3	73,220	-12.9	0.72	0.40	49.3	73.0
飲食店	36,539	-12.4	41,059	5.0	0.35	0.31	43.2	79.8
持ち帰り・配達飲食	70,217	13.5	99,225	-3.7	0.47	0.57	55.9	95.5
生活関連サービス業等	129,580	0.8	138,019	-8.7	0.63	0.67	50.9	86.5
娯楽業	95,154	-7.4	125,755	-9.8	0.52	0.62	59.4	91.7
教育、学習支援業	360,631	-5.8	536,835	-0.5	1.21	1.60	81.6	99.0
学校教育	454,526	-2.9	558,668	0.4	1.46	1.66	92.8	98.9
他教育、学習支援	166,933	-11.1	398,219	-7.6	0.84	1.07	69.3	100.0
複合サービス事業	420,916	9.0	393,931	2.9	1.42	1.33	99.5	100.0
その他のサービス業	351,664	18.1	288,380	3.5	1.15	0.92	68.4	81.3
廃棄物処理業	207,504	-27.9	378,343	-3.9	0.78	0.99	81.9	95.8
自動車整備等	373,924	19.2	731,679	0.5	1.10	1.66	76.5	85.7
職業紹介・派遣業	298,848	13.9	192,245	4.9	1.29	0.66	55.9	63.0
他の事業サービス	349,577	26.7	178,886	-0.2	1.15	0.71	59.9	79.1

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

5~29人規模では減少の方が多い

1人平均支給額は、70万円台の業種から10万円未満の業種まで、金額に大きな開きがあります。また、1人平均支給額の前年比をみると、5~29人規模では、27年に比べて減少した業種の方が多く、30~99人規模では27年

よりも増加した業種が多くなりました。支給事業所数割合についても、100%の業種がある一方で、30%台にとどまっている業種もあり、業種や規模によって大きな違いがみられる結果になりました。

今年はどうのような結果になるのでしょうか。

(※) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の約190万事業所(経済センサス基礎調査)から抽出した約33,000事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与に対する支給割合とは、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合(支給月数)の一事業所当たりの平均です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

中小企業が経理業務で 利用しているソフトやシステム

企業の経理業務において、会計ソフトやシステムを利用する企業はどのくらいあるのでしょうか。また、クラウド会計ソフトはどの程度利用されているのでしょうか。ここでは、中小企業庁の調査結果（※）から、中小企業の経理業務でのソフトやシステムの利用割合などをみていきます。

■ 約90%がソフトやシステムを利用

上記調査結果から経理業務での表計算ソフトや会計システムなどの利用割合をみると、会計パッケージソフトの利用割合が最も高く59.9%になりました。次いで、エクセル等の表計算ソフトの利用割合が49.3%となっています。会計クラウドサービスについては9.0%と1割に満たない状況です。

なお、ソフトやシステムを利用していないとする割合は13.2%となっています。

■ 従業員規模別の利用割合

次に、従業員規模別に経理業務でのソフトやシステムの利用状況をまとめると、下表のとおりです。会計パッケージソフトの利用割合が最も高く、11名以上の規模になると60%を超えています。10名以下の規模でも50%に

近い割合となっています。会計クラウドサービスは51名以上の規模になると、10%を超える利用割合になりました。

■ 利用していない企業の今後の意向

経理業務にソフトやシステムを利用していないと回答した企業に、今後の利用意向を尋ねたところ、利用予定があると回答した割合は4.5%、利用したいが導入予定はないとした割合が21.2%になりました。一方、利用の意向はないが67.8%となり、ソフトやシステムを利用していない企業では、新たに利用しようとする割合が低いことがわかります。

近年、さまざまな分野でクラウドサービスが普及しています。今後、経理業務においてもクラウドサービスの利用が進んでいくものと思われます。

従業員規模別 経理業務で利用しているソフト・システム（%）

従業員数	回答数	会計パッケージソフト	表計算ソフト	会計クラウドサービス	全社統合システムを導入	左記のようなソフト・システムの利用は無い
0名	137	47.4	29.9	6.6	0.7	31.4
1名以上10名以下	2,235	48.7	39.1	5.2	1.1	26.7
11名以上50名以下	2,289	64.1	52.4	9.5	5.1	9.2
51名以上100名以下	1,240	70.0	56.4	12.1	8.4	3.5
101名以上300名以下	1,054	65.3	58.5	12.0	16.3	2.4

中小企業庁「決済事務の事務量等に関する実態調査報告書」より作成

（※）中小企業庁「決済事務の事務量等に関する実態調査報告書」

中小企業庁が株式会社帝国データバンクに委託した調査です。同社が保有するデータから、資本金および従業員数が中小企業基本法の定める中小企業の定義に該当する企業30,000社を抽出し、平成28年8月から9月にかけて行い、回答率は28.7%となっています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kinyuedi/161101kinyuedi.htm>

社会保険関係の提出が目白押しです。また、夏季休暇は、事前取引先への周知を徹底し、取引先の休暇状況もあわせて確認しておきましょう。

2017年7月

お仕事備忘録

1. 所得税の予定納税額の減額申請

2. 労働者死傷病（軽度）報告の提出

3. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

4. 中元の発送、暑中見舞い状の送付

5. 夏季休暇にまつわる諸業務

1. 所得税の予定納税額の減額申請

7月は所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。

2. 労働者死傷病（軽度）報告の提出

従業員が業務上の事故・疾病で1～3日休業した場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。

7月末までに4月から6月分の報告を行います。休業が4日以上になった場合はその都度報告しなければいけません。

3. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

7月1日現在の従業員（提出すべき被保険者全員）の4～6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は、7月1日から7月10日までです。

4. 中元の発送、暑中見舞い状の送付

お中元は7月中旬までに先方に届くよう手配します（配送の場合は先方へ到着する日程の確認、訪問する場合は、訪問する人にいつ行くのかの確認も忘れないようにするとよいでしょう）。万が一遅くなってしまった場合は、7月16日～立秋までは「暑中お見舞い」、立秋から9月上旬までは「残暑お見舞い」とするのが一般的ですが、地方によって多少時期がずれることもあります。

また、当方・先方のいずれが喪中であっても贈答に差し支えありませんが、先方が気落ちしているようであれば、「暑中お見舞い」「残暑お見舞い」として贈る気配りもしたいものです。

さらに、挨拶状や暑中見舞い状については、会社名・氏名・肩書などに誤りがないか、送付前に再確認をしましょう。

お中元をいただいた際のお返しは必要ありませんが、早めにお礼状を送付しましょう。

5. 夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する企業は、事前取引先に日程の通知をすると同時に、先方の休暇の有無（ある場合は日程）の把握をおきましょう。また、社内全体で一斉に休暇を取る場合は、主に次の対策をとっておきましょう。

◆防犯・防火対策

→専門業者に依頼するのか、社内で当番を組むのか等の対策をしましょう。

◆郵便など配達物の扱い

→郵便局には休暇中の郵便物の配達を休止し、休暇明けに一括で受け取ることができるサービスを受けるための所定の届出用紙があります。今までにこのサービスを受けたことがない場合は、最寄りの郵便局へ問い合わせしてみましょう。

◆休暇中に出勤する社員の把握

◆社員の休暇中の連絡先の把握

→緊急連絡に備えておきましょう。



2017.7

労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届のほか、
夏季休暇がある場合には、取引先へ事前にお知らせする
とともに、取引先の休暇状況も確認しておきましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	土	赤口	●社会保険の算定基礎届の提出（～7月10日） ●所得税の予定納税額の減額申請（～7月18日） ●来春高校卒業予定者に対する学校への求人申込及び学校訪問開始
2	日	先勝	
3	月	友引	
4	火	先負	
5	水	仏滅	
6	木	大安	
7	金	赤口	小暑
8	土	先勝	
9	日	友引	
10	月	先負	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（6月分） ●源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納付（1～6月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出 ●労働保険の年度更新 ●社会保険の算定基礎届の提出 ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第1期分）※口座振替を利用しない場合
11	火	仏滅	
12	水	大安	
13	木	赤口	
14	金	先勝	
15	土	友引	
16	日	先負	
17	月	仏滅	海の日
18	火	大安	●所得税の予定納税額の減額申請 ●高齢者雇用状況報告書及び障害者雇用状況報告書の提出
19	水	赤口	
20	木	先勝	
21	金	友引	
22	土	先負	
23	日	赤口	大暑
24	月	先勝	
25	火	友引	
26	水	先負	
27	木	仏滅	
28	金	大安	
29	土	赤口	
30	日	先勝	
31	月	友引	●健康保険・厚生年金保険料の支払（6月分） ●所得税の予定納税（第1期分） ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[4月～6月]について報告） ●固定資産税（都市計画税）の納付（第2期分）※市町村の条例で定める日まで